

## 富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(概要)

## 1 改正理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げについて所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「22万円」から「24万円」に改めます。

	課税限度額	
	改正後	改正前
基礎課税額	65万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	<u>24万円</u>	<u>22万円</u>
介護納付金課税額	17万円	17万円
合計	<u>106万円</u>	<u>104万円</u>

※基礎課税額及び介護納付金課税額は、改正を行いません。

## (1) 課税限度額対象世帯数

国保世帯数 8, 294世帯（令和6年12月31日現在）

	改正後	改正前	増減
基礎課税額分	126世帯	126世帯	0世帯
後期高齢者支援金等課税額分	67世帯	74世帯	▲7世帯
介護納付金課税額分	40世帯	40世帯	0世帯

## (2) 改正による国民健康保険税（調定額）の増加見込額

	増加見込額
基礎課税額分	0円
後期高齢者支援金等課税額分	1,407,000円
介護納付金課税額分	0円
合計	1,407,000円

## 3 施行期日

令和7年4月1日